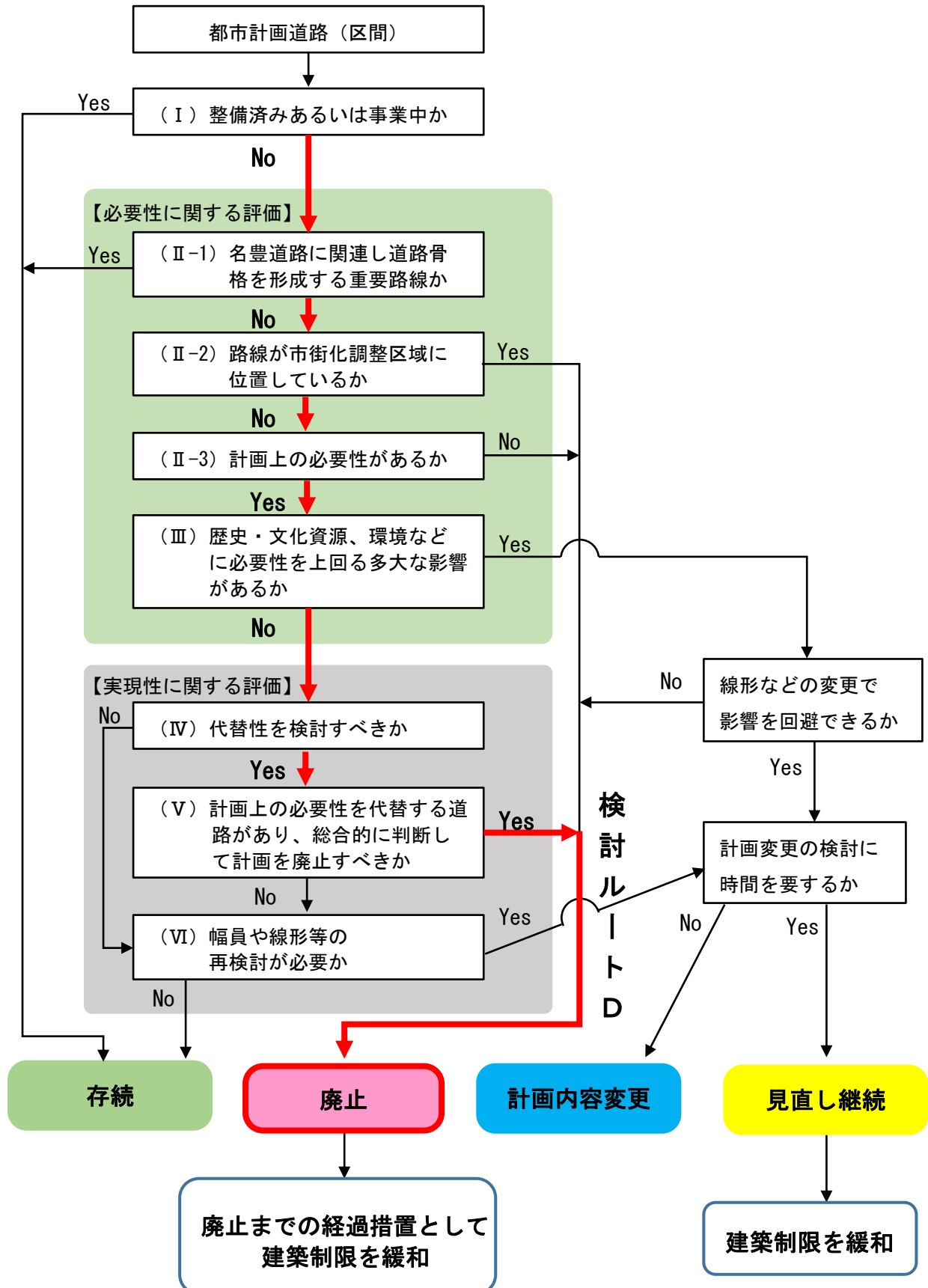


10 廃止する路線

(1) 検討ルートDによる判定で廃止

以下の検討手順によるものは次のとおりです。



検討手順の評価（代替道路あり）により

廃止 に該当する路線

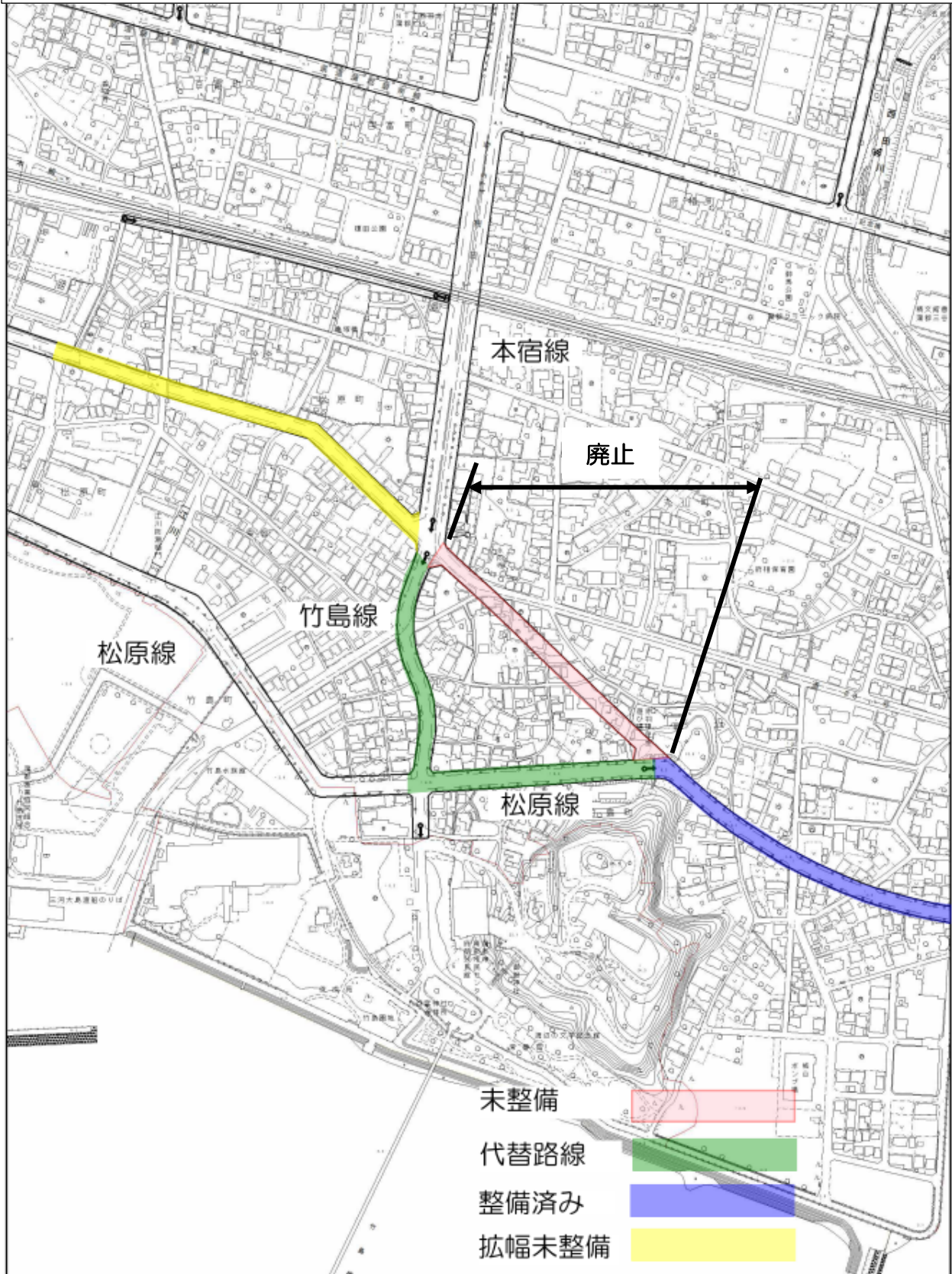
番号	路線名	内容
廃止－1	海岸線	未整備区間の代替道路あり。
廃止－2	清田線	蒲郡環状線から北側の拡幅未整備区間及び未整備区間の代替道路あり。（市街化調整区域）
廃止－3	深溝西浦線	「形原温泉信号」から北側の拡幅未整備区間に代替性あり。（市街化調整区域）

路線別の詳細は、P38～P40 参照。

廃止-1 海岸線

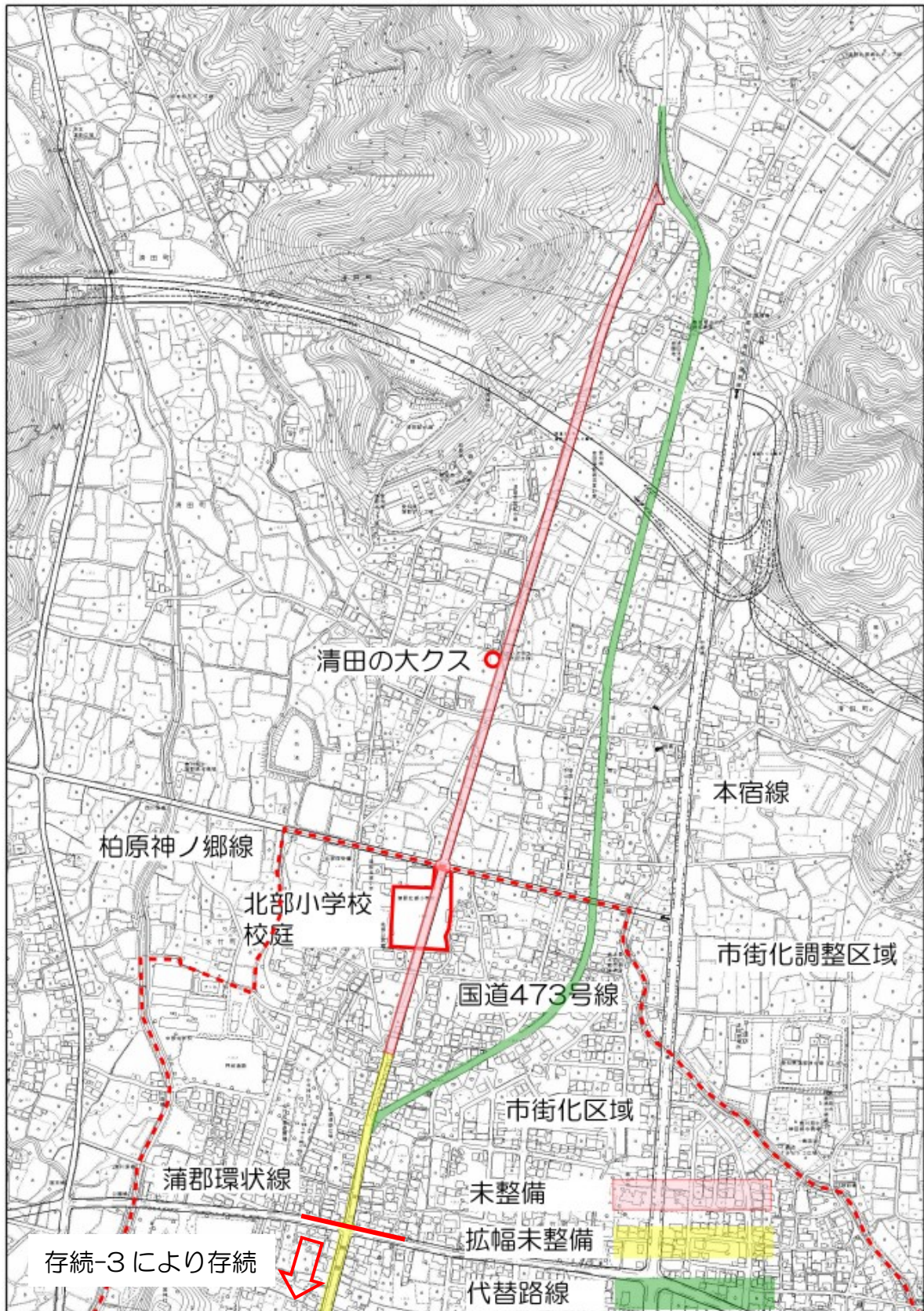
本宿線及び竹島線と交差する箇所から松原線までの未整備区間は、起伏のある地形で構造的に道路整備が困難で整備の実現性は極めて低い状況です。

この区間に接続している竹島線と松原線に代替機能があるため、この未整備区間は廃止とします。



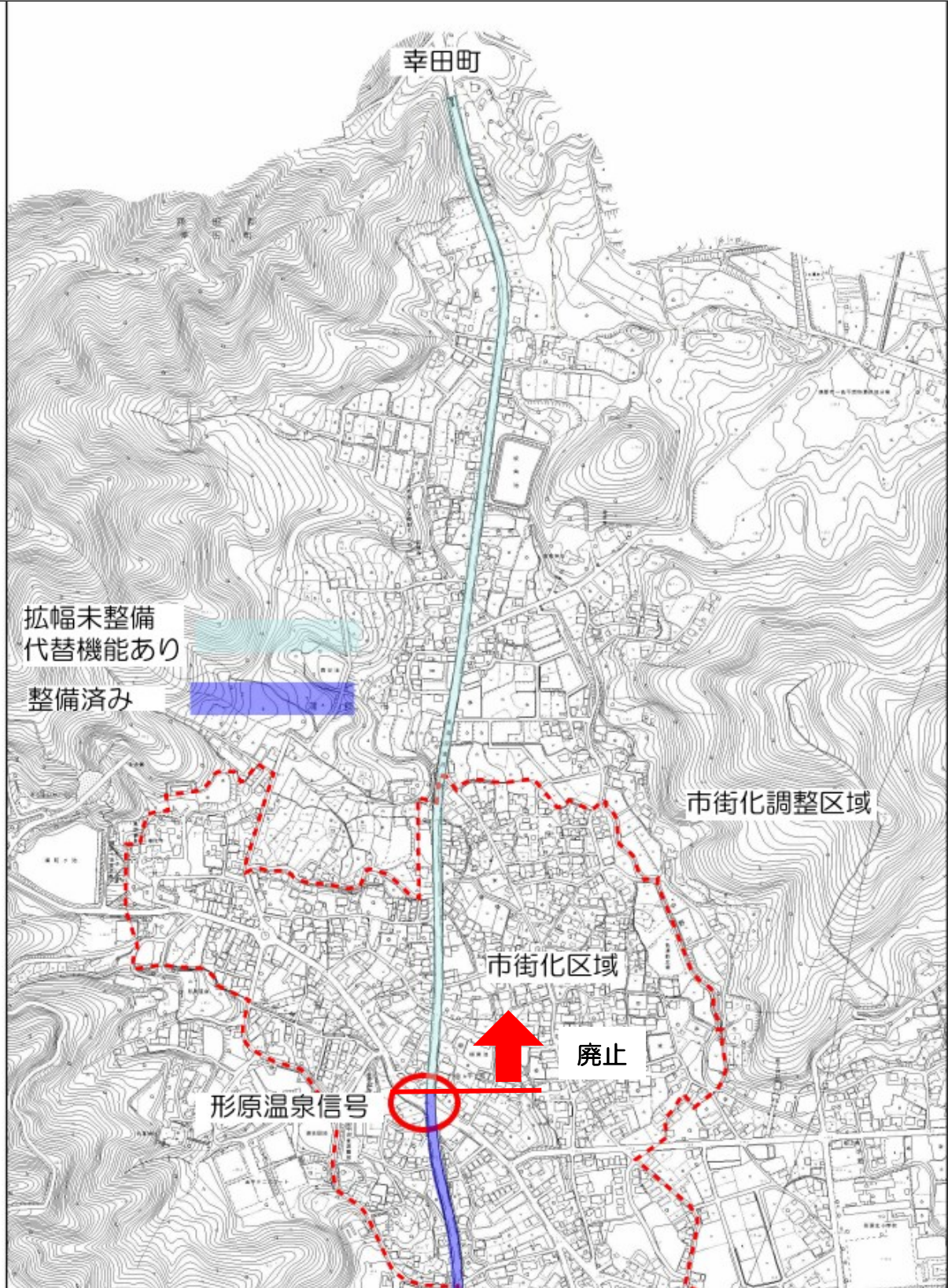
廃止-2 清田線

蒲郡環状線から北側の未整備区間は、北部小学校の校庭を分断する計画となっています。また、国の天然記念物である清田の大クスに影響する計画となっています。この区間は、今後の整備の見通しが立たないことと、大半が市街化調整区域であり、国道473号に計画道路の代替性があることから、廃止する区間とします。



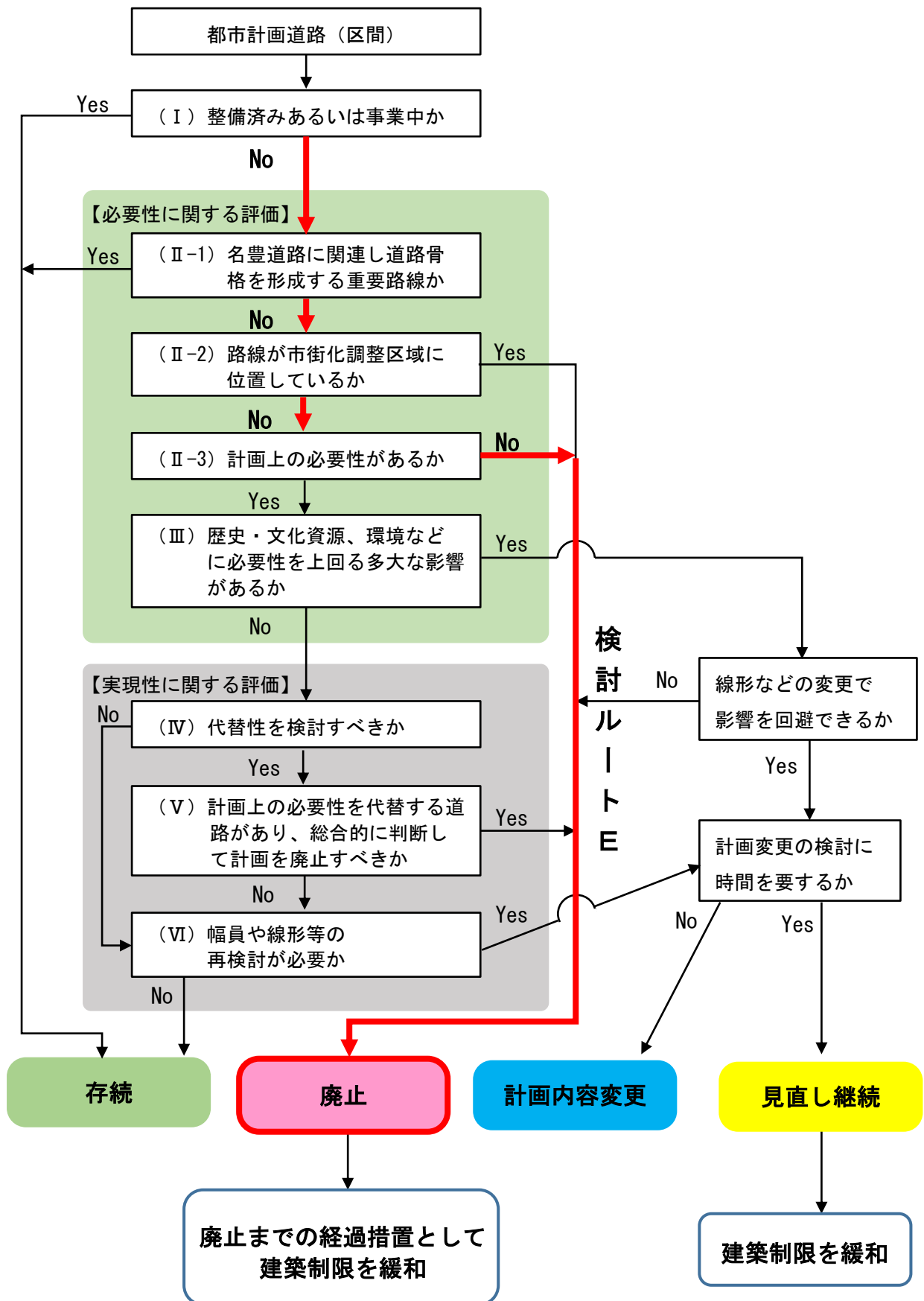
廃止-3 深溝西浦線

形原温泉信号から幸田町との境界までの約 1,400m の区間で、西側の歩道が未整備のため拡幅未整備となっていますが、車両の交通機能は、片側 1 車線で合計 2 車線が確保されています。また、この未整備区間の大半は市街化調整区域で、東側に歩道があり、一定の交通機能が確保されている状況があります。このため、現在の道路に計画道路の代替性があることから、廃止する区間とします。



(空白ページ)

(2) 検討ルートEによる判定で廃止
以下の検討手順によるものは次のとおりです。



検討手順の評価（計画上の必要性なし）により

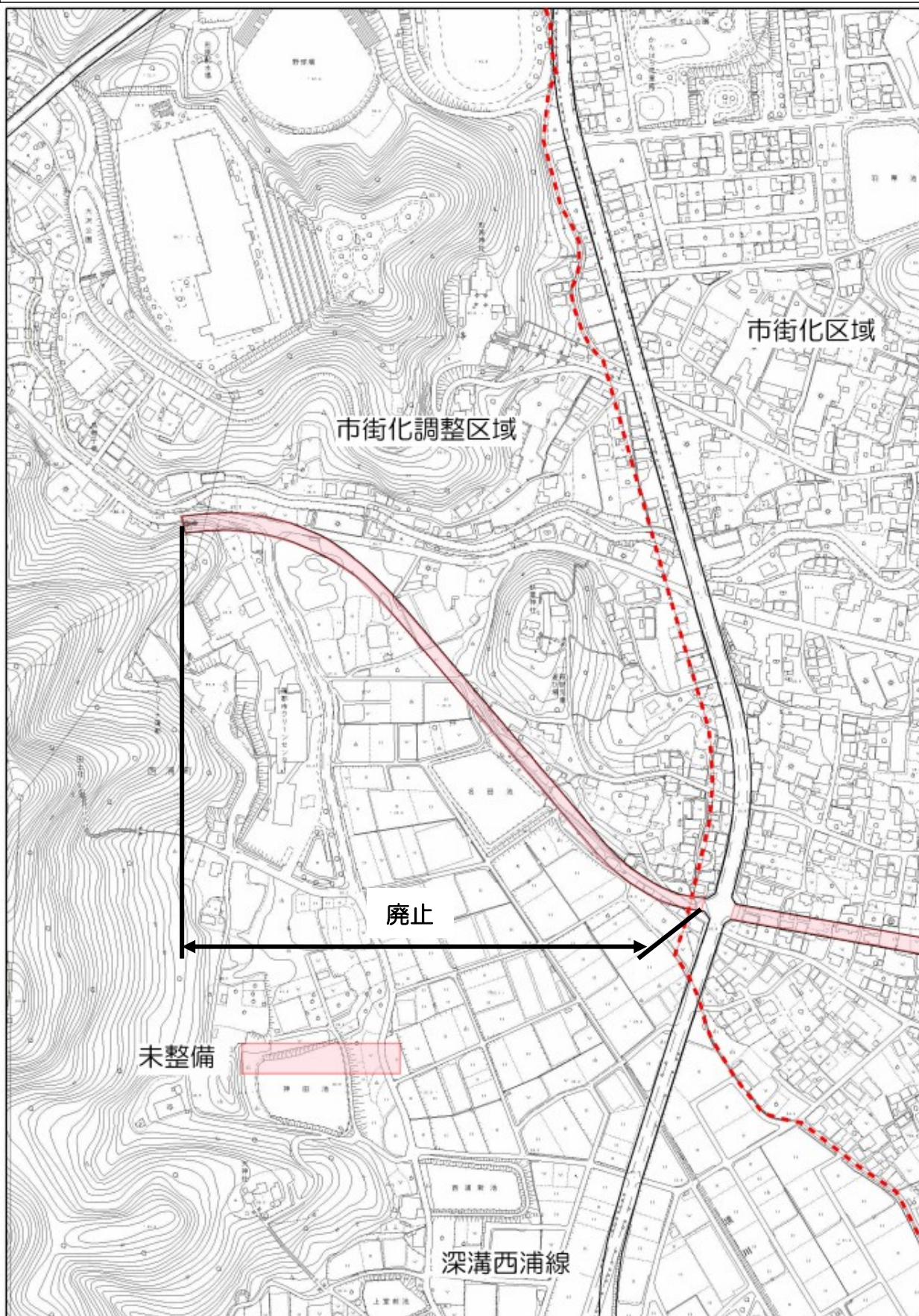
廃止 に該当する路線

番号	路線名	内容
廃止－４	幡豆線	深溝西浦線から西側区間の必要性無し。 （市街化調整区域）

路線別の詳細は、P44 参照。

廃止-4 幡豆線

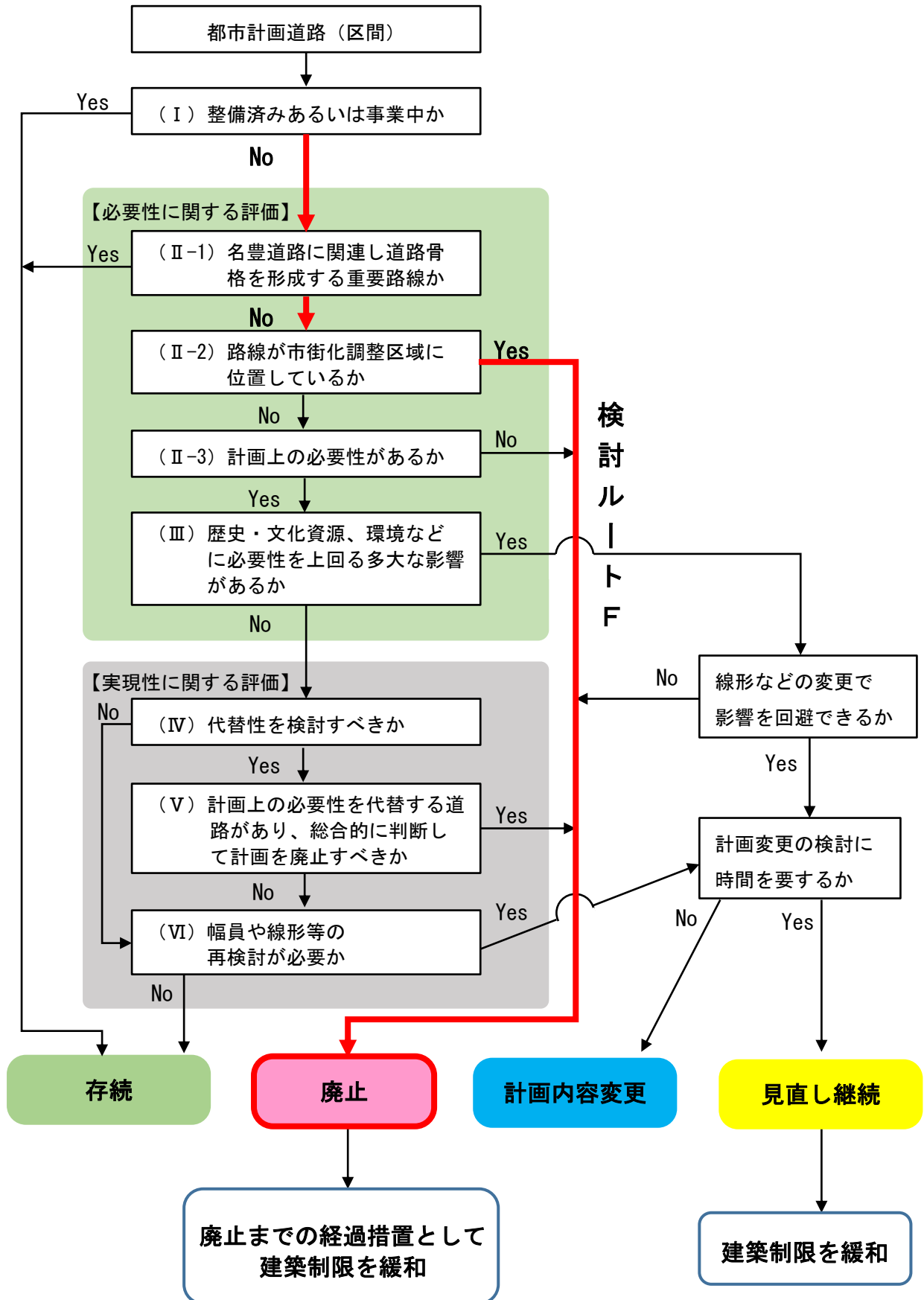
未整備となっている幡豆線のうち、西尾市幡豆町との境界にある起点から深溝西浦線との交差部までの大半は市街化調整区域で、幡豆町側には都市計画道路はありません。この区間は、都市計画道路の必要性は極めて低いため、廃止する区間とします。



(空白ページ)

(3) 検討ルートFによる判定で廃止

以下の検討手順によるものは次のとおりです。



検討手順の評価（路線が市街化調整区域に位置している）により

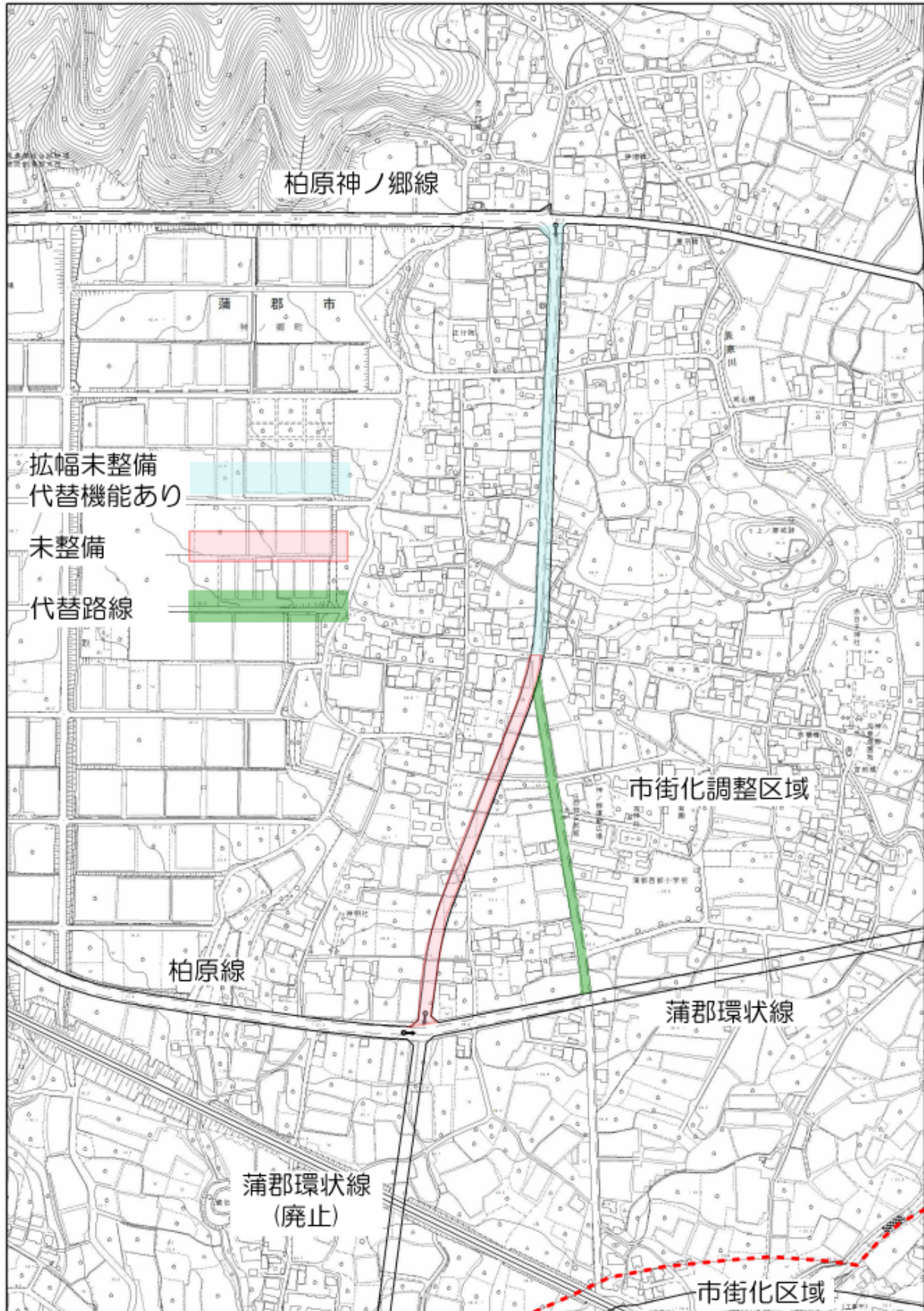
廃止 に該当する路線

番号	路線名
廃止－5	神ノ郷線
廃止－6	舟川原南蔵伝線

路線別の詳細は、P48、P49 参照。

廃止-5 神ノ郷線

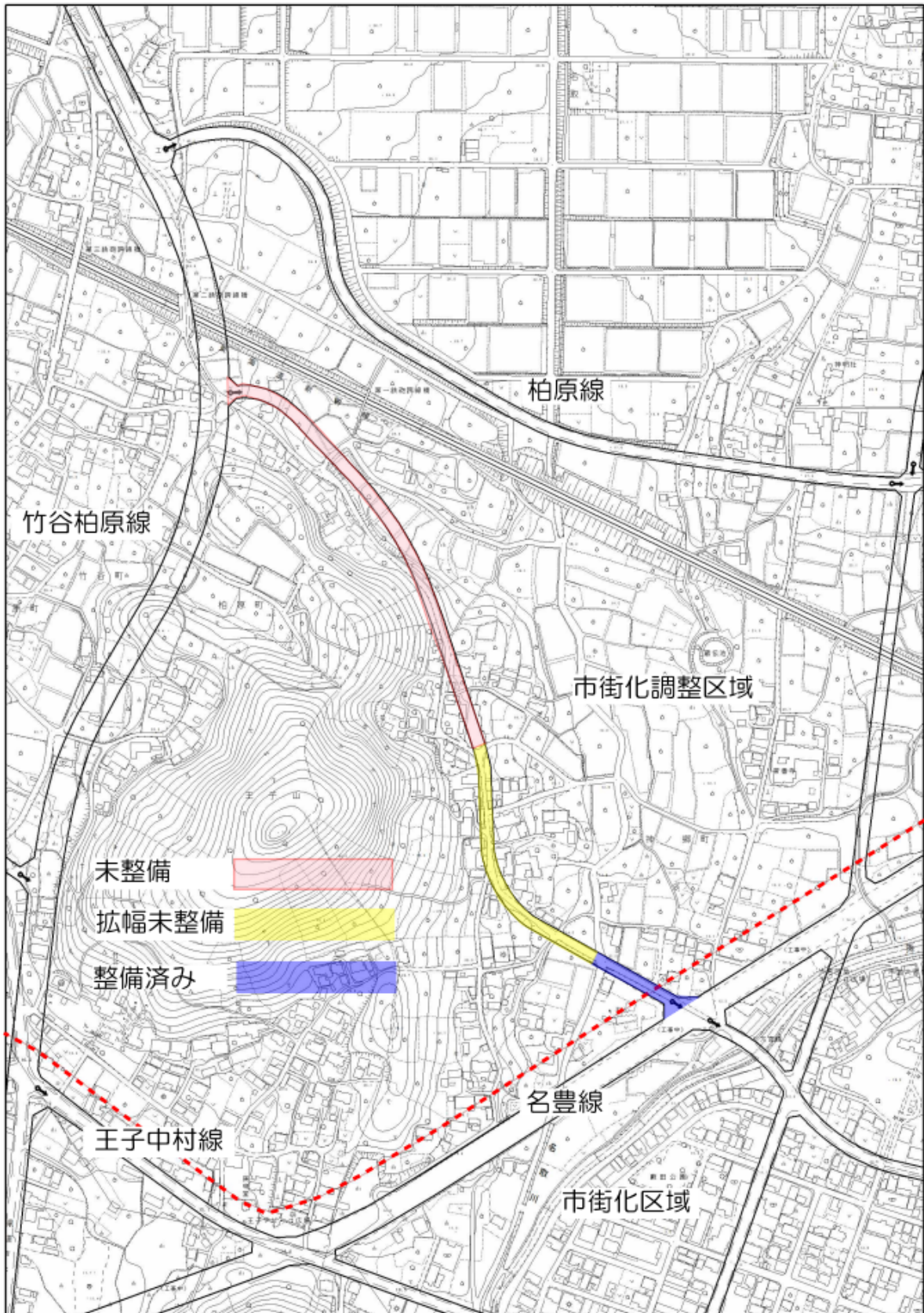
当該路線は、市街化調整区域内に位置しているため廃止する路線とします。
なお、拡幅未整備区間を含めた現道は、計画道路が接続する柏原神ノ郷線と蒲郡環状線に接続しており、現道に代替性がある状況があります。



廃止-6 舟川原南蔵伝線

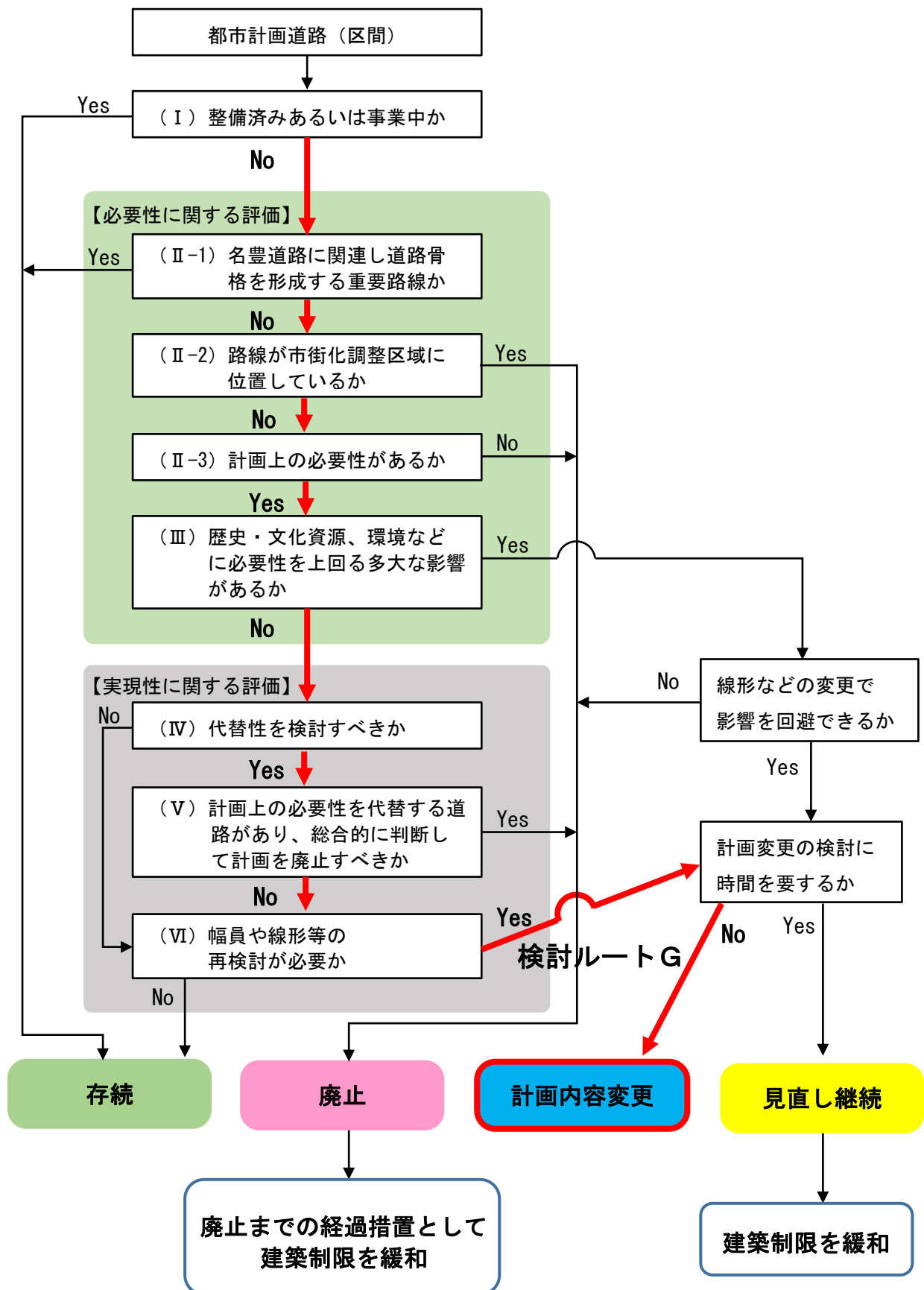
当該路線は、市街化調整区域内に位置しているため廃止する路線とします。

なお、拡幅未整備区間を含めた現道は、計画道路が接続する竹谷柏原線と名豊線に接続しています。整備済みの名豊線と王子中村線、存続する竹谷柏原線により、市街地の交通処理機能は確保される状況です。



11 計画内容を変更する路線

(1) 検討ルートGによる判定で計画内容を変更
以下の検討手順によるものは次のとおりです。



検討手順の評価により

計画内容変更

に該当する路線

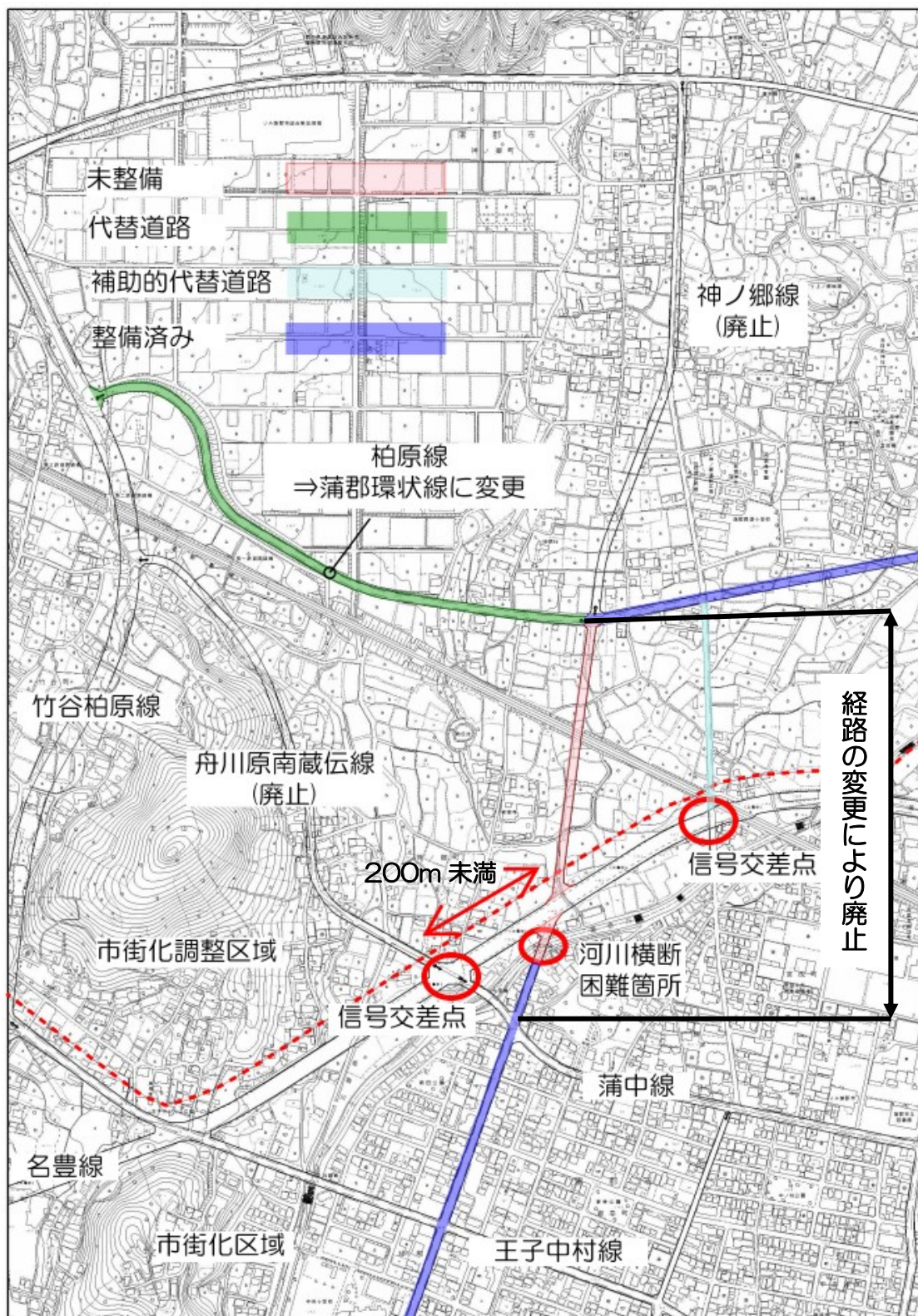
番号	路線名	内容
計画内容変更-1	蒲郡環状線	柏原線を蒲郡環状線に変更し未整備区間を廃止。
計画内容変更-2	三谷駅前線	計画幅員15mを現況幅員12mに変更。

路線別の詳細は、P52、P53 参照。

計画内容変更-1 蒲郡環状線

未整備区間が交差する名豊線（国道 247 号中央バイパス）は、この交差点より西側で蒲中線との信号交差点があり、交差点区間の距離が 200m 未満であるため交差点の整備が困難であることと、交差点南側で河川（落合川）を横断する箇所は構造的に困難な状況です。未整備区間の整備は現実的ではない状況であるため、柏原線を蒲郡環状線に変更して、竹谷柏原線に接続することで環状機能を確保します。

なお、未整備区間東側には、名豊道路と信号交差点で接続する現道があります。



計画内容変更-2 三谷駅前線

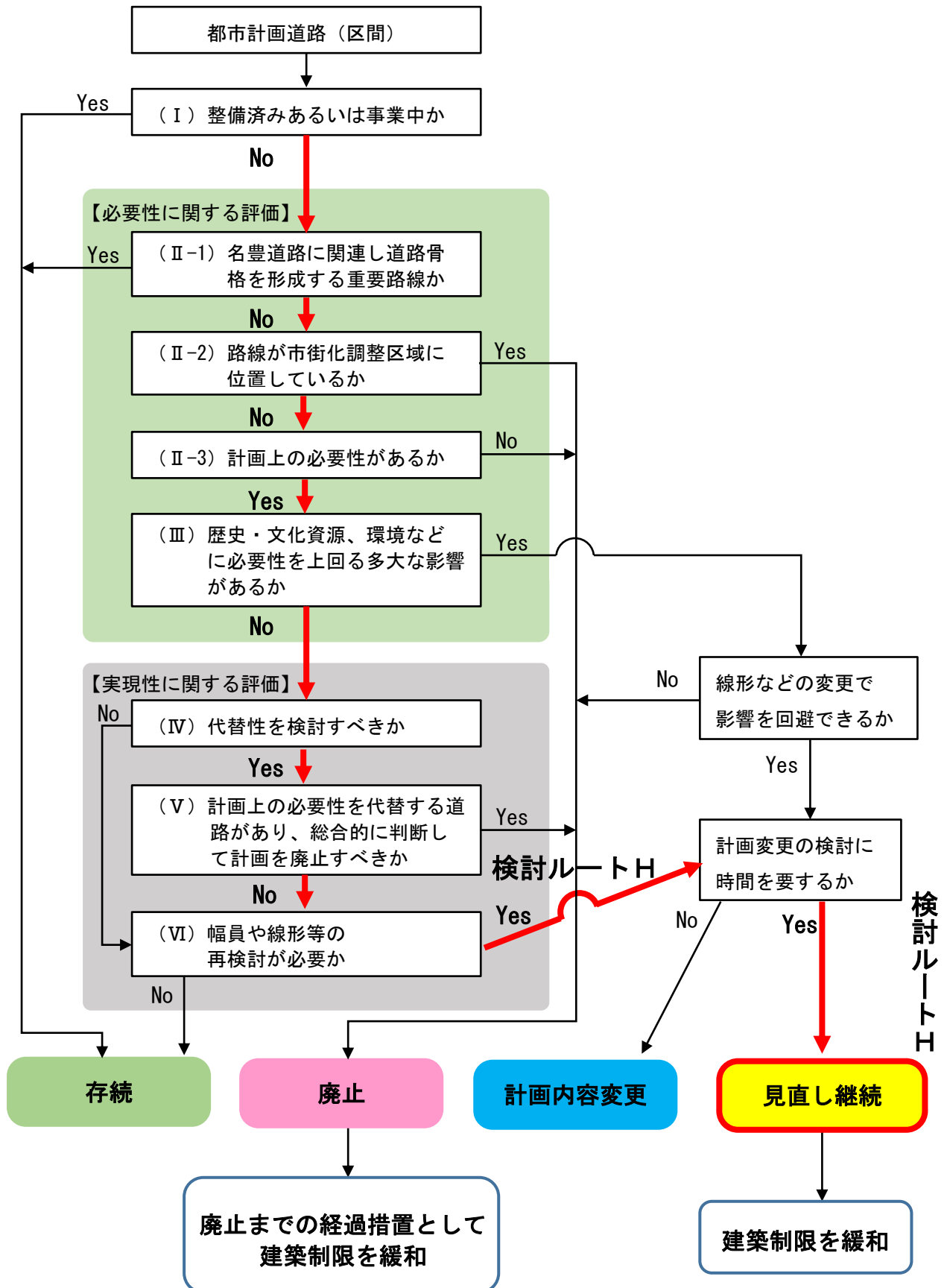
当該路線の計画幅員は 15m です。現況は 4m の車線が 2 車線と両側に 2m の路肩があり合計 12m の幅員が確保されていることから、交通機能には支障がありません。

今後において、計画どおりの拡幅を行う必要性は低い状況となっていることから、現況幅員の 12m に計画幅員を変更します。



12 見直しを継続する路線

- (1) 検討ルートHによる判定で見直し継続
以下の検討手順によるものは次のとおりです。



検討手順の評価により

見直し継続

に該当する路線

番号	路線名	内容
見直し継続-1	深溝西浦線	未整備区間の見直し検討を継続して建築制限の緩和を実施。
見直し継続-2	形原線	未整備区間の見直し検討を継続して建築制限の緩和を実施。
見直し継続-3	幡豆線	未整備区間の見直し検討を継続して建築制限の緩和を実施。
見直し継続-4	拾石竹谷線	未整備区間の見直し検討を継続。

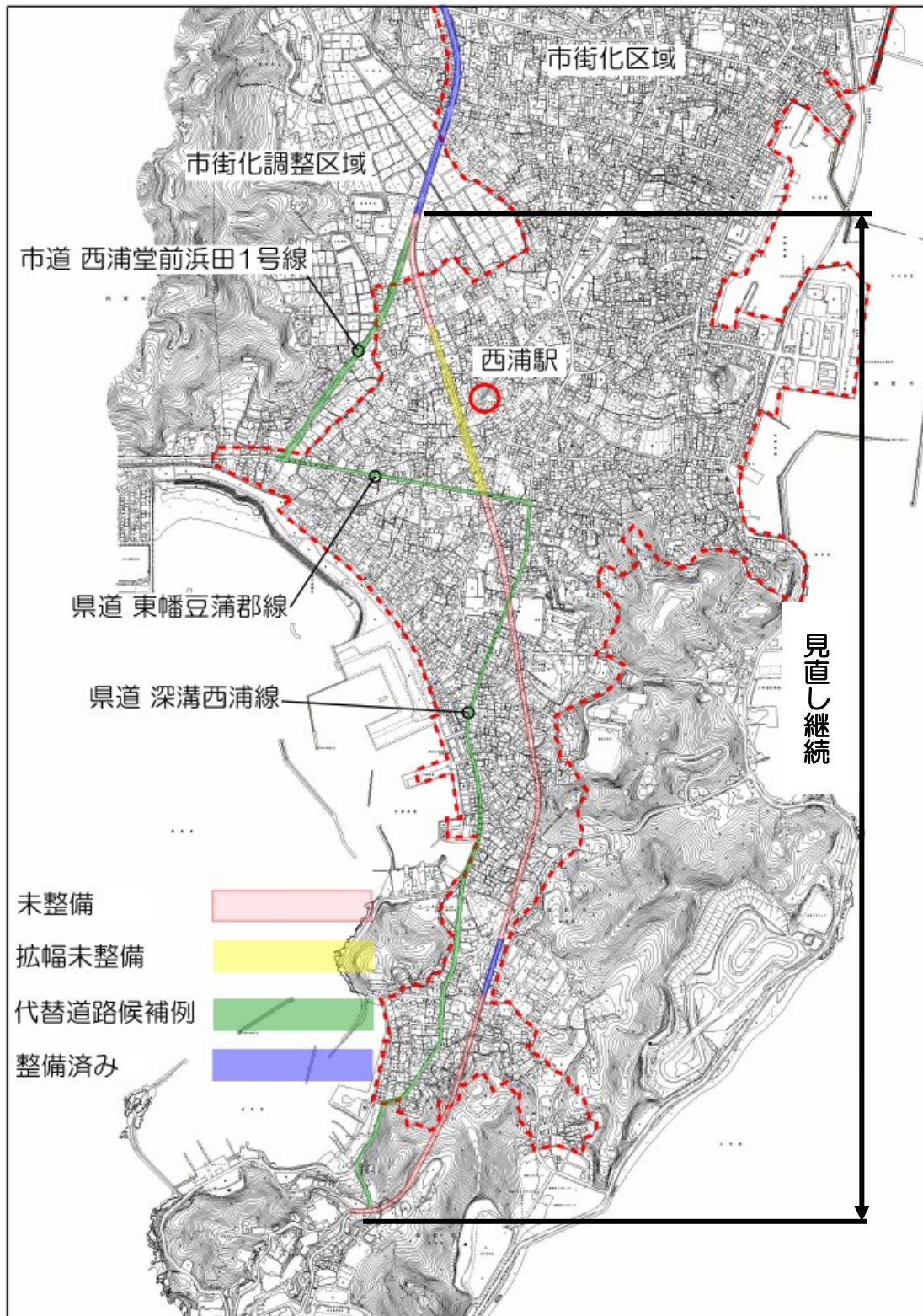
路線別の詳細は、P56~P59 参照。

見直し継続-1 深溝西浦線

※建築制限緩和

当該区間は、今後においても整備の見通しは立たない状況ですが、市街化区域内の骨格となる必要な都市計画道路です。計画内容は、住宅を中心とした土地利用がされている状況があり、計画内容の変更の検討が必要です。代替となりうる現道は、十分な車道及び歩道の幅員が確保されていません。こういった中で、都市計画道路の変更は、事業の実現性を持って進める必要があるため、見直し検討を継続します。

このため、現在の計画位置に建築制限を行う必要性は極めて低下していることから、当該区間の建築制限の緩和を実施します。

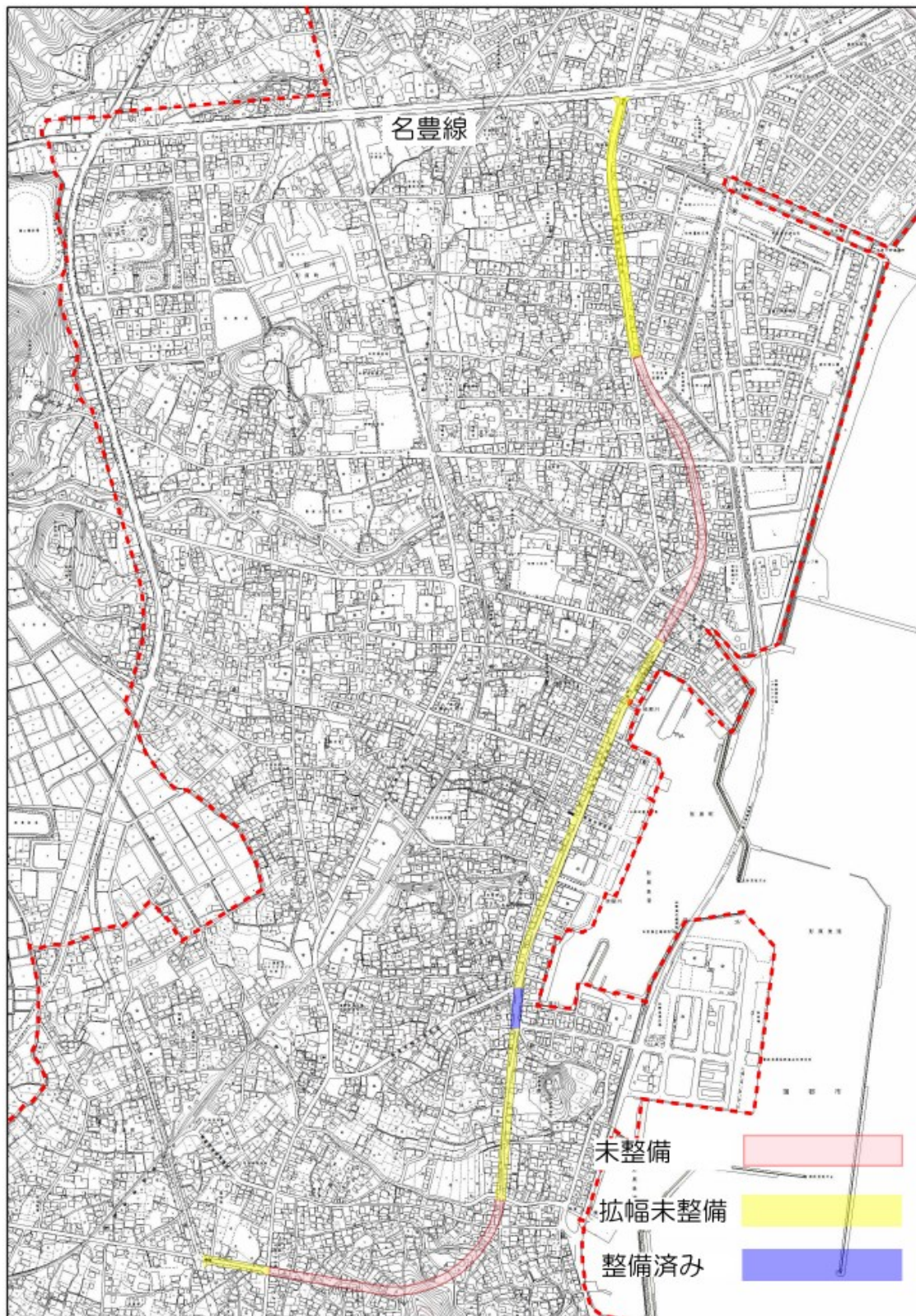


見直し継続-2 形原線

※建築制限緩和

当該路線は、深溝西浦線と同様、今後においても整備の見通しは立たない状況ですが、市街化区域内の骨格となる必要な都市計画道路です。計画内容は、住宅を中心とした土地利用がされている状況があり、計画内容の変更の検討が必要です。都市計画道路の変更は、事業の実現性を持って進める必要があるため、見直し検討を継続します。

このため、現在の計画位置に建築制限を行う必要性は極めて低下していることから、建築制限の緩和を実施します。



見直し継続-3 幡豆線

※建築制限緩和

当該区間は、深溝西浦線・形原線と同様、今後においても整備の見通しは立たない状況ですが、市街化区域内の骨格となる必要な都市計画道路です。計画内容は、住宅を中心とした土地利用がされている状況があることと、鉄道との立体交差箇所が構造的に困難であることなどにより、計画内容の変更の検討が必要です。代替となりうる現道は、十分な車道及び歩道の幅員が確保されていません。こういった中で、都市計画道路の変更は、事業の実現性を持って進める必要があるため、見直し検討を継続します。このため、現在の計画位置に建築制限を行う必要性は極めて低下していることから、当該区間の建築制限の緩和を実施します。



見直し継続-4 拾石竹谷線

幸田町の区間を含めた拡幅未整備区間は、歩道が未整備です。見直しを進めるにあたって幸田町との調整を行いながら継続して検討を行います。この路線については、方向性が明確とはいえないため建築制限緩和の対象にしません。

